

老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 重要事項説明書

(令和8年8月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 施設名 | 老人保健施設なんぐん館 |
| ② 開設年月日 | 1998年(平成10年)6月1日 |
| ③ 所在地 | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥 703 番地 2 |
| ④ 電話番号 | 0895-73-1021 |
| ⑤ ファックス番号 | 0895-73-1116 |
| ⑥ 管理者 | 伊藤孝徳 |
| ⑦介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(3857780435号) |

(2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	業 務 内 容
施設長（医師）	1 名 （兼務）	施設の運営管理の統括、入所者等の疾病の治療、保健衛生管理及び職員の保健衛生に関する技術指導に従事します。
委員	適当数 （非常勤）	施設長を補佐し、入退所判定委員会及び運営委員会の委員を勤めます。
事務長	1 名	施設長の指示に従い、施設の運営管理に従事するとともに、施設長の職務である関係機関及び地域社会等との連絡調整を補佐します。
事務職員	4 名以上 （兼務 1）	事務長を補佐し、施設に関する総務、会計、経理その他施設の運営に必要な事務に従事します。
看護職員	常勤換算 10 名以上	医師の指示に従い、入所者等の診察の介助及び施設サービス計画に基づく看護、介護を行います。
介護職員	常勤換算 30 名以上	施設サービス計画に基づく介護を行います。
支援相談員	3 名以上 （兼務 2）	入所者等に対する心身の状況に応じた相談、指導ならびに関係機関との連絡調整に従事します。
理学療法士	リハビリ 常勤換算 5 名以上 （兼務あり）	基本動作訓練・集団体操等を通じて機能維持を図り日常生活の自立を支援します。
作業療法士		日常生活動作訓練・レクリエーション等を通じ、精神的ケアや日常生活支援に努めます。
言語聴覚士		言語・聴覚、摂食・嚥下の問題がある方に対し、専門的に対応し支援します。
管理栄養士	1 名	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。
介護支援専門員	2 名 （兼務 2）	介護計画の作成と介護の進行管理、評価を行います。

(4) 定員 100 名（入所療養介護者含む）

療養室 個室 12 室
多床室 2 人室 4 室
 4 人室 20 室

(5) 通常の送迎の実施地域

南宇和郡愛南町

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

(3) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）

朝食 7 時 30 分～ 8 時 00 分

昼食 12 時 00 分～ 13 時 00 分

夕食 17 時 30 分～ 18 時 30 分

(4) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

週に最低 2 回。ただし、利用者の心身の状態に応じて清拭や中止となる場合もあ

ります。

- (5) 医学的管理・看護
- (6) 介護（退所時の支援も行います。）
- (7) 機能訓練（リハビリテーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) 栄養状態の管理
- (10) 理美容サービス月1回、理美容サービスを実施し別途料金をいただきます。
- (11) 行政手続き代行
- (12) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

※ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3 利用料金

以下の（1）基本料金（介護給付）、（2）加算料金、（3）基本料金（介護予防給付）及び（4）加算料金については、利用者のご負担は、介護保険割合証に記載された負担割合の自己負担分です。

（1）基本料金（介護給付）

① 施設利用料は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

（以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。）

② 厚生労働省の定める在宅復帰支援機能要件を満たした点数により、施設類型（※）が変動し、それに応じて利用料金も変動します。

なお、「施設類型」変更時は、文書でお知らせいたします。

※ 施設類型とは平成30年度の介護報酬改定で、介護老人保健施設の施設類型が「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分され、「在宅強化型」や「超強化型」は厚労省が定める要件を満たす、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた介護老人保健施設のことで、当館は「超強化型」と認定されています。

	超強化型
要介護1（従来型個室）	8 1 9 円
要介護2（従来型個室）	8 9 3 円
要介護3（従来型個室）	9 5 8 円
要介護4（従来型個室）	1, 0 1 7 円
要介護5（従来型個室）	1, 0 7 4 円
要介護1（多 床 室）	9 0 2 円
要介護2（多 床 室）	9 7 9 円
要介護3（多 床 室）	1, 0 4 4 円
要介護4（多 床 室）	1, 1 0 2 円

要介護5(多床室)	1, 161円
-----------	---------

(2) 加算料金 (以下は、1割負担の場合の自己負担分です。)

加算項目	1割負担額	備 考
サービス提供体制強化 (Ⅰ)	22円 ／日	介護職の内、介護福祉士の占める割合が80%以上の 場合
夜勤職員配置加算	24円 ／日	利用者20名に対し、夜勤者が1名以上配置されて いる場合
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算 (Ⅱ)	51円 ／日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対し ての評価基準に基づいて算定
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅰ) ロ	9.7%	厚生労働省が定める基準に適合する介護職員の処遇 に対する改善を行った場合
生産性向上推進体制 加算 (Ⅱ)	10円 ／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職 員の負担軽減を検討する委員会を開催し、見守り機 器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
個別リハビリテーション 実施加算	240円 ／日	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士等が共同して個別の計画書作成しリハビリテーシ ョンを行った場合
送迎加算	184円 ／回	送迎を行った場合(片道につき)
緊急時治療管理	518円 ／日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合、 1月に3日を限度として算定
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200円 ／日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在 宅生活が困難で緊急に短期入所療養介護の利用が適 当と判断した場合、利用開始日から7日限度で算定
重度療養管理加算	120円 ／日	要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な状態 である利用者に対して計画的な医学的管理を継続か つ、療養上必要な処置を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円 ／日	緊急やむを得ない理由により、計画にない指定短期 入所療養介護を緊急に行った場合、利用開始日から

	7日限度で算定
--	---------

(3) 基本料金（介護予防給付）

- ① 施設利用料は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。
（以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。）
- ② 厚生労働省の定める在宅復帰支援機能要件を満たした点数により、施設類型（※）が変動し、それに応じて利用料金も変動します。
なお、「施設類型」変更時は、文書でお知らせいたします。

※ 施設類型とは平成30年度の介護報酬改定で、介護老人保健施設の施設類型が「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分され、「在宅強化型」や「超強化型」は厚労省が定める要件を満たす、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた介護老人保健施設のことで、当館は「超強化型」と認定されています。

	超強化型
要支援1（従来型個室）	6 3 2 円
要支援2（従来型個室）	7 7 8 円
要支援1（多床室）	6 7 2 円
要支援2（多床室）	8 3 4 円

(4) 加算料金（以下の自己負担分です。）

下は、1割負担の場合

加算項目	1割負担額	備 考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 円 ／日	介護職の内、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合
夜勤職員配置加算	2 4 円 ／日	利用者20名に対し、夜勤者が1名以上配置されている場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	5 1 円 ／日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対する評価基準に基づいて算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	9. 7 %	厚生労働省が定める基準に適合する介護職員の処遇に対する改善を行った場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 0 円 ／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
個別リハビリテーション実施加算	2 4 0 円 ／日	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して個別の計画書作成しリハビリテーションを行った場合
送迎加算	1 8 4 円 ／回	送迎を行った場合（片道につき）
緊急時治療管理	5 1 8 円 ／日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合、1月に3日を限度として算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0 円 ／日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難で緊急に短期入所療養介護の利用が適当と判断した場合、利用開始日から7日限度で算定

(5) その他の料金

- ① 滞在費（療養室の利用費）（1日あたり）

・従来型個室

1, 7 2 8 円

- ・多床室 4 3 7 円
- ②食費（1日あたり） 1, 8 1 0 円
- 内訳（朝食4 3 0 円 昼食6 7 0 円 夕食7 1 0 円）

※食費・居住費は介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている金額が上限となります。国が定める介護保険負担限度額（第1段階から3段階①②）の方の自己負担額は、別途資料の厚生労働省「介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が令和8年8月1日から変わります」をご覧ください。居住費はA（多床室）・B（従来型個室）の欄をご覧ください。

- ③ 理美容代 実費
1, 8 0 0 円～2, 5 0 0 円程度。別紙「入所のご案内」をご覧ください。
- ④ 日常生活品費 1日 2 0 0 円
石鹸 シャンプー ティッシュペーパー バスタオル おしぼり等の費用
(施設の日用品を使用された方のみ頂きます)
- ⑤ 教養娯楽費 1日 1 5 0 円
クラブやレクリエーション等で使用する折り紙、画用紙、風船、生花等の費用
(参加された方のみ頂きます)
- ⑥テレビ使用料 1日 5 0 円
ご希望によりテレビを居室に持ち込まれた場合、使用料としてお支払い頂きます。

(6) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用申込み時にお選び下さい。

4 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- (1) 協力医療機関
 - ・名 称 愛媛県立南宇和病院
 - ・住 所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433 番地－1
- (2) 協力歯科医療機関
 - ・名 称 南宇和郡歯科医師会
 - ・住 所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2227 番地－2

(3) 他施設の紹介

当施設での対応が困難で、専門的な対応が必要と判断した場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 要望及び苦情等の相談

当施設には苦情相談の窓口を設置しています。

苦情・ご意見窓口

(苦情・ご意見窓口責任者 守口法子 電話 0895-73-1021)

ご要望やご意見又は苦情などあれば、苦情相談窓口(守口)、もしくは意見箱等にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、定期的に施設と家族の皆さんの情報交換会として「家族会」を開催いたしますのでご利用下さい。

7 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- (1) 面会
- (2) 外出・外泊
- (3) 私物の洗濯
- (4) 飲酒・喫煙
- (5) 火気の取り扱い
- (6) 設備・備品の利用
- (7) 所持品・備品等の持ち込み
- (8) 金銭・貴重品の管理
- (9) 外泊時等の施設外での受診
- (10) 宗教活動
- (11) ペットの持ち込み

※以上に関しては別途資料「短期入所のご案内」をご覧ください。

8 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自家発電機等
- (2) 防災訓練 年2回

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。